

令和 7 年度

# 総務教育常任委員会会議録

令和 7 年 9 月 4 日

福 島 町 議 会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願ひいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

令和7年度  
総務教育常任委員会  
令和7年9月4日（木曜日）第1号

---

◎案件

- (1) 所管事務調査について
    - ・調査事件1 原石売払いについて
  - (2) 意見書の採択について
    - ①国土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書  
〔陳情団体 北海道道路整備促進協会 会長 興部町長 稲 一寿  
北海道治水砂防海岸事業促進同盟 会長 厚真町長 宮坂 尚市朗〕
    - ②所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書  
〔陳情団体 函館民商女性部 部長 紙 満寿美〕
  - (3) 定例会9月会議後の休会中の所管事務調査について
- 

◎出席委員（6名）

委 員 長	藤 山 大	副 委 員 長	熊 野 茂 夫
委 員	杉 村 志 朗	委 員	木 村 隆
委 員	平 野 隆 雄	委 員	溝 部 幸 基

---

◎欠席委員（0名）

---

◎委員外議員（2名）

議 員	佐 藤 孝 男	議 員	小 鹿 昭 義
-----	---------	-----	---------

---

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	小 鹿 一 彦
総務課長	小 鹿 浩 二	総務課長補佐	澤 田 元 気

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋 谷 浩 行	議会事務局議事係長	山 下 貴 義
議会事務局議事係	角 谷 里 紗		

---



○委員長（藤山大）

おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の調査事件は、調査事件1「原石売払いについて」であり、資料等は皆様のお手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

申し出により、町長の挨拶を行います。

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

総務教育常任委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には総務教育常任委員会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の調査事件につきましては、調査事件1「原石売払いについて」となってございます。調査事件1の原石売払いについては、町では、原石の処分契約を吉岡碎石工業株式会社と締結しており、これまで3回の議決変更をいただきながら現在の契約に至っております。

当契約の期間が令和8年3月31日をもって満了を迎えることから、今般、次期契約に向けてのご審議をお願いするものでございます。

なお、新たな十年契約に関しましては、前回の契約を基本に積算をしてございますので、ご理解をお願いいたします。

また、本日の審議を受けたあと、本契約に関する議案を定例会12月会議に上程を予定してございますので、予めご理解をお願いいたします。

このあと、担当から資料の内容を詳しく説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

以上、簡単ではありますが、総務教育常任委員会の開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（藤山大）

町長の挨拶を終わります。

これより、調査事件に入りますが、まず調査の方法について説明を致します。

本日は、資料の説明を受ける前に現地視察を行います。

現地視察終了後、議場に戻り資料の説明を受け、「不明な点や疑問な点」について説明に対する質疑を行います。質疑が終了した段階で、調査内容について説明員と意見交換を行います。

意見交換終了後、説明員には退席をしていただき、休憩をとり、休憩中に論点・争点の整理を行い、概ねその整理した事項に基づき、委員間の意見交換や討議を行います。その後、最終的な委員会意見のまとめをし、議長に提出することとなります。

以上、調査の方法等を説明しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、調査事件1「原石売払いについて」の調査に入りますが、あらかじめ調査内容について簡単にご説明いたします。

町が契約している原石の売払いについては、平成12年9月21日に議決し、同年10月10日付けで契約締結しており、その後、3回の議決変更を経て、現在に至っておりますが、今般、契約の相手方より、現契約の採取期間が令和8年3月31日で満了になることに伴う採取期間延長の申し出があり、町では契約変更に向けて事務を進めております。

そのような中で、この度、町より新たな原石採取計画の内容及び原石売払い単価等について資料が示されたことから、本日はその内容を調査するものです。

それでは、調査事件1「原石売払いについて」を議題といたします。

これより、現地視察を行います。  
正面玄関のバスに移動願います。

---

(10時01分)  
(11時05分)

---

### ○委員長（藤山大）

以上で、現地視察を終わります。  
説明員から資料の説明を求めます。  
小鹿総務課長。

### ○総務課長（小鹿浩二）

それでは、資料の3ページをお開きください。  
調査事件1 原石売払いについて。

1、現在までの経過について。

(1) これまでの議決経緯。

吉岡碎石工業㈱と契約している物品（原石）の処分については、平成12年9月21日に議決後、次のとおり3回の議決変更を経て、現在に至っております。議決変更の内容は表のとおりとなってございます。

(2) 現契約の内容。

処分場所は、美山132番地1地内ほか3箇所。数量は、192万454立方メートル。契約期間は、平成12年4月1日から令和8年3月31日までの26年間となっております。契約総額は、1億8,765万2,780円となってございます。契約額の変更は、平成21年と平成28年に変更してございます。

4ページをお願いいたします。

(3) 契約に基づき処分した数量等について。

8月8日に吉岡碎石工業より提出がございまして、表の3段目にある契約の原石採取数量192万454立方メートルのうち、採取済みの原石数量176万2,250立方メートルで、現契約上の今後の採取可能数量は15万8,204立方メートルとなってございます。

なお、原石採取箇所においては、令和2年9月14日に1回目の崩落があり、崩落箇所の復旧に向けて作業をしておりましたところ、今年の7月22日に隣接する箇所の崩落が発生しております。

吉岡碎石工業によりますと、今後においては、崩落が落ち着いた後、安全確保を行いながら崩落箇所の上部から原石の採取を進めていく予定としているとの報告を受けてございます。

2、今後の採取計画等について。

(1) 今後の原石採取数量及び新たな原石採取計画。

現契約での採取数量残等については先ほど報告したとおりでございますが、15万8,204立方メートルでございます。

新たな契約では、今回提出されました「原石採取量及び暫定採取計画算定報告書」を基に、次のとおり原石採取量を算定しております。

(2) 新たな契約（10年間）による原石採取量について。

採取量については、各層と埋蔵量の数量は、土砂及び風化岩層が4万7,870立方メートル、原石（玄武岩層）が16万4,260立方メートル、合計で21万2,130立方メートルとなってございます。

3、原石売払い単価について。

新たな原石の売払い単価については、既契約と同額の1立方メートルあたり75円を予定しており、算出方法については次のとおりでございます。

5ページをお願いいたします。

(1) 利用率は67パーセントで、算出方法については、損失割合として10パーセントを設定し、土砂及び風化岩層の割合23パーセントを合算した割合で設定しております。

(2) 単価積算基本数量については、100立方メートルあたり、発破、ブレーカー等の破碎行為後の数

量として1.5を乗じた150立方メートルとしてございます。

(3) 製品可能量及び製品ほか・残土量についてですが、①の製品可能量に150立方メートルに利用率の67パーセントを乗じた100.5立方メートルと算定し、②の製品ほか・残土量として49.5立方メートルとしてございます。

(4) 歩留率については、製品原料に対する製品量の比率として46.86パーセントと算定してございます。

下の枠に記載の原石売払い単価については、福島町普通河川管理条例第8条第1項に基づく産物採取料「切込砂利及び栗石」1立方メートルあたりの額である160円を基本単価とし、歩留率の46.86パーセントを乗じた74.976円を切り上げし、75円と算定しております。

6ページをお願いいたします。

### 3、売買代金について。

原石採取料21万2,130立方メートルに単価75円と消費税分を乗じた1,750万725円としてございます。

### 4、採取期間及び売買代金の支払い期間について。

(1) 採取期間については、令和8年4月1日から令和18年3月31日の10年以内。

(2) 支払期間についても、10年間の均等払いを予定してございます。

### 5、売買価格の改定について。

基本単価の改正及び経済情勢の変動等その他やむを得ない理由が生じた場合には、双方協議するものといたします。

### 6、変更（追加）の内容について。

これまで説明した内容を12月議会に上程する内容にまとめた表でございます。

7ページをお願いいたします。

参考資料として、原石売払いに係る変更（追加）契約と現契約の比較表となってございます。

### 1、利用率・製品可能量等。

(1) 利用率等算出について。

①利用率から④製品外・残土については、変更はございません。

(2) 表土割合算出について。

土砂及び風化岩層の割合も端数に変更はありますが、端数処理の関係で率の変更はございません。

8ページをお願いいたします。

### 2、全体量を150とした場合の割合について。

割石碎石部門の割合は増となり、製品外の割合はその分減額となってございます。

### 3、歩留率・基本単価等について。

歩留率は0.55パーセント増の46.86パーセントとなることから、1立方メートルあたりの単価は0.88円の増となります。

9ページをお願いいたします。

4、議決済内容と変更内容については、先ほど説明した数量等の増加する分を表にまとめたものでございます。

10ページをお願いいたします。

全体の原石採取計画平面図でございます。

説明については拡大図で説明いたしますので、11ページをお願いいたします。

ピンクの部分が現在契約している採取区域で、区域は変わりませんが、今後はその部分を更に上部から掘り進めるものでございます。

図面の青い線で表示しております代表断面R40について、断面について12ページで説明をいたします。

今後、採取する部分については赤い斜線で表示しており、上方から採取する計画となってございます。

以上で、簡単ではございますが資料の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（藤山大）

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

冒頭申し上げましたように、質疑は「不明な点や疑問な点」の質疑といたします。説明員との意見交換は後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

質疑ございませんか。

木村委員。

○委員（木村隆）

5ページになります。

原石売払い単価のことについてですけども、道南にも碎石の会社ありますて、それぞれ函館市とか江差とかでもおそらく町有のそういう岩石を売払っているような形になると思うのですが、ほかの町もこの基本額掛ける歩留率で、こういう取引をしているのだろうか。これはあくまでも福島のやり方なのか、その辺どうなんでしょうか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

他町の部分の積算については確認はしてございませんが、この計算式のやり方については前回同様、福島方式と言ったらいいのかちょっと分かりませんけども、同じような形で算出してございます。

○委員長（藤山大）

ほかにございませんか。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

しばらくぶりに現場を見せていただいて、7、8年前になると思うのですが、その時の状況から見るとだいぶ風景が変わってしまって、特に崩壊した状況の部分を見て大変な状況だなということを感じました。それで、前回、資料を前のを追って調べるんですけどもなかなかデータがないもので、前回の平成28年の段階の所管調査の部分で議会側の方から最終的に意見を報告書を出していくまして、その辺の部分の確認なんですけども、1点目が測量含めた対応の部分で、町も現地の部分を本来自ら町自体が調査をするか、それとも専門家に頼むか、それともという検討の中で碎石さんの方で測量できる方を採用して対応するということで対応してきたという風に思うんですけど、その際に町の職員の部分については大変危険な状態であって、町が単独でということは無理だろうという指摘をして、できれば委託か何かで専門家に頼んで、その部分で現地調査の段階では町職員が立ち会うということを指摘したんですけども、現地調査の段階での立会いの状況というのはどうなっていますか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

確かに議長言われたとおりの前回の報告ではあったかと思いますが、今回、崩落が2回続いたということで調査の部分については実際のところ町は調査の時点では立ち会っておりませんが、現地確認のところで今年も8月8日に報告書が来た段階でも立ち会って、現地でも説明を受けておりますので、それが調査ということではないんですけど現地確認のみということで、今回は崩落の関係もありまして対応してございます。

○委員長（藤山大）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

それと売払いの単価の部分については、基本、町の河川管理条例を適用するという形で対応。この前回の時点で管理条例そのものが10年前から何も変化なくきていることを指摘しているんですね。

今回また、それから結構経った段階で資料を見ると、今回は全く前と同じ状態になって歩留の部分が多少違うということなんんですけども、この間、この管理条例そのものを見直しをするという検討はされたのかどうか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○**総務課長（小鹿浩二）**

河川の普通河川管理条例ですけども、町としては平成12年に条例を制定してございます。その時点から160円は変わらないですが、担当の方の建設課にも確認したところ、これについては変更がある場合は国及び道等から連絡があるということでございましたので、今現在もこの部分については変更が通知が来てございません。

それで、各ほかの近隣町村も見たんですけども160円の状況については変更はされておりませんでしたので、このまま160円を適用いたしました。以上です。

○**委員長（藤山大）**

溝部議長。

○**委員（溝部幸基）**

もう一点は、市場価格が建築資材含めて当時でも結構物価上昇含めて対応していると。この10年前の段階で指摘されて、そして、さらに現況は大変その物価上昇が厳しい状況があるので、私はこの点も参考にして検討すべきという報告書の指摘なんですが、その部分については現況を調べておりますか。

○**委員長（藤山大）**

小鹿総務課長。

○**総務課長（小鹿浩二）**

他の地域の現況の先程も木村議員の質問でしたが、それぞれの地域で若干内容が違いますので、他の自治体の例えばそういう単価については調べてございません。

○**委員長（藤山大）**

溝部議長。

○**委員（溝部幸基）**

それと3点目の部分では、支払方法の考え方ということで指摘してまして、実際に契約した数量よりも現実、背景として仕事の量が減ってきてている背景があったんだと思うのですが、少なくなってきたら、それに合わせた規模でいくと、全体的に市場の需給が減ってきてている状況だという風に思う。

今回の試算、今後に向けての対応の部分ではその辺の状況も配慮して碎石さんと相談をして計画数量を出したということで判断していいですか。

○**委員長（藤山大）**

小鹿総務課長。

○**総務課長（小鹿浩二）**

議長のおっしゃるとおりで、その辺の今後の採取量については碎石さんの方から協議をされてこの数字となってございます。

○**委員長（藤山大）**

ほかに。

平野副議長。

○**委員（平野隆雄）**

現地での測量業者さんから話しがあったんですけども、崩落していますよね。令和2年と今年の7月と2回ですよね。これというのは、大体現場にいる人達はある程度わかると思うのですが、我々素人でも下から見ると、どちらかというと原石が柔いような感じしております。

それで、そういうのが4ページに書いてましたけども、崩落箇所の上部から原石の採取を進めてまいります。下の方は今は手を付けられないという状況、行った段階でも分かりますけども、こういうのというのは現場からの話しがあって、担当課は分かるんですか。それとも、1回目の令和2年の時から今まで連絡はありましたか。

○**委員長（藤山大）**

小鹿総務課長。

○**総務課長（小鹿浩二）**

現地のその状況については、あくまでも碎石さんの方から連絡があって現状の崩落の状況も確認しておりますので、予め分かっていたかというと、それはちょっと町の方では把握してございませんでした。

○委員長（藤山大）

平野副議長。

○委員（平野隆雄）

なかなか、いつ崩落するかというのは予期できない状況ですよね。

次に12ページ。これに絡めて、段々でカットしていくんだろうけども、結局この一番上の状況というのは、この画面でいくと大沢地区に入りますよね。この一番上段で大沢まで何メーターくらいありますか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

大沢と言いますか松前町の荒谷になるんですけども、今日の説明でもございましたが約30メートルほどあるということで聞いてございます。

○委員長（藤山大）

平野副議長。

○委員（平野隆雄）

それをこの状態から30メーターということでおろしいですか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

そのとおりでございます。

○委員長（藤山大）

ほかに。

なければ委員外議員の方。

（「なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、説明員との意見交換を行います。

木村委員。

○委員（木村隆）

先ほどの溝部委員とのやり取りの質問と被りますけれども、10年前の委員会の資料ないかなと思ってネットで調べました。そうしましたら委員会意見だけ出てきまして、私もそれを読みまして3点ほどポイントがありました。

1点目が160円の河川の金額が妥当なのかというので、私も道南ある程度調べました。函館で北斗だけが道単価と一緒に、福島が160円、郡部は大体160円だったので課長が言うことが正しい判断だと思います。

もう一点が、その採掘量から考えると6,7年ほどで予定数量になるのではないかということだったんですけども、現状は今回の資料のとおりということで、問題はもう一点の売り単価なんですよ。

結果的にその10年20年前からこの方式でやっているものですから、行政側としてはこのやり方でいいでしょうと言うんだけれども、ほかにも北海道色んな砕石会社があって、町の岩石と取引おそらくしているわけで、やっぱりそういう金額の試算の仕方というのがあると思うんですよね。

だから、本来はこういうやり方もあるんです、こういうやり方も、この金額がだから高いのか安いのかというのが比べようがないんですよ。だから10年前の意見としては概ね理解するとは言うんだけれども、果たして今この75円というのが本当に適当なのかどうなのかというのが比較しようがないので、何とも言われないんですよね。その辺だからどうして他のそういう基本額掛ける歩留率という出し方しか捉えられなかつたのかなというのが、ちょっと腑に落ちないというのが気持ちなんですけども、その辺どうなんでしょうか。もうこれで、こういうやり方でやってきたんだから、これで頼みますよというスタンスしか取れないものなんだろうか。

○委員長（藤山大）

鳴海町長。

### ○町長（鳴海清春）

前回の資料も私も色々見させてもらいましたけども、確かに市場単価、物価高騰等色々ある中で、ずっと何十年も同じ、何十年という言い方がちょっとあれですけど十年来と同じような単価でどうなんだろうということもありましたけど、ただ、なかなか難しいのは、うちみたいな形でやられているところも少ないというのも確かその時にも説明されていると思うんですけど、町でやるという行為自体がなかなか少ないという風に私はちょっと理解してございますので、そういったなかで当時の金額を見ると相当な金額と言いますか、当然、議長の方からもありましたとおりその当時は青函トンネル工事で数量が相当消費をされておりましたので、あの当時の景気動向から比べると今の碎石の市場がどうなんだろうと。工事の関係だとか色々な関係があって大分厳しい状況になるのかなと。

そして、今日も現場も見させてもらったら、前から見るとやはりだいぶきついと言いますか、碎石を探すこと自体にきつい現場になりつつあるのかなという風にちょっと見させていただきましたけども、そういった中で我々としてはその160円の単価も妥当性があるのかということの議論も前回もだいぶしたような気がしてございますけども、そこについては今、河川の条例の中の基準をベースにして従来からずっと踏襲してきたというのが基本でありますので、そのところが国・道なりも変えていないという状況のなかで、我々として独自に試算ができるのかとなると、そこにまた多額のお金を投資するということが果たしてどうなのかなという疑問も生じてくるのかなと思いますので、今の状況から見るとこの取扱高が相当な金額に上るのであれば別でしょうけども、私は今の状況から考えると、ある程度妥当性を持った数字をそのまま維持することも一つの判断ではないのかなということで解釈をしてございますので、そのところは少しご理解をいただければなという風に思っているところであります。

### ○委員長（藤山大）

よろしいですか。

ほかに。

平野副議長。

### ○委員（平野隆雄）

崩落のことなんですけども、下には従業員いるわけですよね。いつ崩れてくるか分からない。素人でも見るとあの辺柔い断層だなという風なのは分かりますよね。だからそういう風なことからして、一番最後の12ページの結局カットしていくわけですよね。だからそれが隣町まで30メーターだと、自然界の30メーターだとちょっとですよね。だから、それを出来る所はわかりませんよ、分かりませんけども、ちょっと延ばしていくことによってカットが緩やかになるわけですよ。立ってあったやつがちょっと角度が緩くなるという風に思うんですよ。だからそれはね30メーターで隣町に行くわけで、そういう今までにそういう風な隣町と話したことがあるんですか、どうですか。

### ○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

### ○総務課長（小鹿浩二）

私達の立場ではちょっと、松前の方西部森林室が担当になるんですけどもそちらとは協議した経緯はございませんが、碎石さんの方では逐次西部森林室さんの方との打合せといいますか協議といいますか、それはなされているものと考えてございます。

### ○委員長（藤山大）

平野副議長。

### ○委員（平野隆雄）

先程来言っていますけども、結局それを延ばすことに隣まで行くことによって、その角度が緩くなる勾配が緩くなるわけですよね。だからそういう風なことも考えつつ、崩落のことも常に頭に置かないと石は町の財産ですから、そういうことがあったり下に従業員がいるわけですよね。そういう風なこともこれからだんだん考えつつ、こういう風になっていく現場ですから、そういう風なことも考えながら前に進めていかなきやないと思いますけども。

### ○委員長（藤山大）

鳴海町長。

### ○町長（鳴海清春）

そのところは前回の時もだいぶ懸念されていて意見をいただいたところではあるのではないかなど。ただ、碎石さんの方もなるべく町内で収めたいという、また、許可の関係も何か結構面倒やに聞いていますので、先ほど言いましたとおり西部森林室、北海道とか色々な協議がまた必要でありますし、新たなまた場所を広げることによって許可の申請だと色々あるんだと思います。

ただ、今、1つ好材料といいますか、松前町の若佐町長とよくお話しをさせていただいておりますけども、今はほぼほぼ先ほど言いましたとおり福島町がメインで色々な形をやらせていただいておりますけども、実は松前町の方でも今風力発電が始まると相当石を使うんだということで、前回も吉岡碎石さんの方にこれからお世話にならなきゃないんだよねというお話しをちらっと伺ったことがありますので、そういうことになりますと当然福島だけではなくて、松前町の方でも今度消費が活発になるということになれば、当然松前町の方の町の石も使っていただくということになるんだと思いますけども、現段階ではまだまだ今そのところについては会社の方では当然先を見据えていますので道の方とも協議はしているんだと思いますけど、現段階では今のエリアの中で十分まだ10年間は何とか充足しているのかなという思いがありますので、そのところについては今後の対応として我々もしっかりとその辺は橋渡しをするような形だとか協力はしていきたいと思いますので、ただ先ほど本当に現場見た時には、ちょっと私も久々に見て状況がだいぶ前とは違っているなというのを、左側については本当に石という感じですけど、こっち行くと小さい石が積み上がったような状況で、前回の時はこっちの右側からもしっかりと見えたのが、そっちの方がだいぶ変わってきますので、やっぱり刻々と見えない土の中の状況というのは現れてみて初めて違ってくるんだろうなという難しさもちょっと今日現場見させて感じましたので、そういうところで隣町とは今言ったように、あとは町長ともちょこちょこそういった情報交換もさせていただいておりますので、何かもししっかりと松前の領域に入るようであれば、我々もしっかりとそこは事前に調整の橋渡しなり色々な形はしていきたいと思いますので、そこは当然当事者である会社の方がしっかりと前を見据えてやっているんだという風に理解していますので、お願ひしたいと思います。

#### ○委員長（藤山大）

溝部議長。

#### ○委員（溝部幸基）

今の木村委員からのやり取りでもあれなんで、ただ、どうしても原石を対応するものの部分と、町の河川管理条例の道とか国の方を基準にして対応しているということですけども、そこと同じように見るという自体がなかなか無理で、だから、原石だからその都度、段階・段階での歩留を対応して今回の数字を出しているわけですよね。ですから、今、例えば他の公共事業の段階でもどんどん値上がりして、その大きな要因は部材の対応ということになるわけですね。碎石自体ももちろん部材の部分になるわけですから、それを活用しながら積み上げて対応するということになれば、私はなかなか外から見た場合に理解しづらい部分なのかなという風に思うんですよね。

それで、なかなか福島と同じような状況というのは無いんですね。特に碎石の場合は色々な岩石の種類があると。ここは玄武岩を中心で非常に質的には良いということで評判もいいんですけども、それは現場・現場でその要因が違ってくればその歩留も変わってくるし色々難しい面があるということは、よく承知なんですけども、そこでその河川管理条例の部分ですよね。現実にこれも条例も私も今回改めてまた見直してみると、ところでこの管理条例に則って実際に河原の砂利とか使っているというのが昔は確かに馬車で浜辺に行って砂を取ったり川沿いの砂利を取って、それがあまり取り過ぎて問題になるということも出てきた時期も結構あったと思うんですね。ですが今ちょっと振り返ってみて河原から取ったり浜から砂をというのをあまり見かけてないんですよ。

だから、現実にして河川管理条例みたいなものが、どうなのかなと。それを何時までも基準にするというのがどうなのか。そうであれば、もう一度、これは大変だと思うんですけども、原石を対応しているところであれば、町の所有の山に岩石があればいいんですけども、それが無いとしたら民間の部分でもやはりそれらの状況も踏まえてこの歩留も含めて対応というのが、こういう形の考え方でいいんだということをどこかで町の方も、これは最初の段階で調べたということであればいいんですけど、今までの経緯見ても私は一方的に示されたものに町側の方が議会も含めてそれに対応して、この歩留がどうだという議論するだけの資料を持ちえないで何とも言いようがない形になるんだという風に思うんですけどね。

そういう形で今回の分は別としても、これは確かに境界が来るとしても境界を越えてもまだ碎石そのも

のは採るのは相当我々の時代越えても、しばらく有るのは間違いないわけですから、ずっと町との関わりが続くわけですから、どこかの時点でその辺をもう一度精査と言いますか、資料収集することをお願いをしておきたいと思います。

それと今回、前の時はそんなに感じなかつたんですけど、今回碎石さんの入口からずっと現場まで行く間の右側の方の設備の状況をずっと見てきたんですけども、相当劣化している部分もありますし、すでに使っていないものもあると。そういう点では入口からずっと現場までの部分含めて、先ほども言ったように青函トンネル工事の部分で要求される需要に対する対応に備えて設備した状態が今継続してあると。減少する段階において設備を縮小するという状況をきちっとサイクル的に新たな設備を追加して対応しているという状況に見えないので、相当そういう面では厳しい状況にはあるのかなという風に感じました。

それとまた、やはりその背景的に青函トンネル工事を背景とした部分含めて、町の経済を支える、あるいは雇用の立場の対応とかという部分での私は大きな役割をしたということも配慮しなきやないんだという風に思います。ですから、そういった部分を配慮しながら考慮しなきやないということになるんだと思うんですけども、繰り返しますけども、最初の部分については、ある程度町の方もほかの事例も含めて調査をして、形で今の状況、算定根拠そのものが妥当性があるかどうかというものを検討することをお願いして終わりたいと思います。

#### ○委員長（藤山大）

鳴海町長。

#### ○町長（鳴海清春）

根拠として河川の関係のということで、我々もやはり若い当時から砂利というのは川から出てくるものだという解釈があつて、たぶんそういった中で河川条例の中にその砂利採取とか色んな形の文言が羅列されていて、そういったものの単価として170という妥当性の数字が出ているんだという風に思っていますので、それをこれまでずっと踏襲をしてきたのかなと。

ただ、我々も今回10年越しの変更ということでこれまで3回の議決をいただいているなかで、議会の議決も重たいと言えば失礼なんですけども、そういった経緯の中で決められたものを方向転換するとなると相当我々の色々な調査なりお金をかけてその数字を導き出さなきやないということの難しさもあるんだと思うんですよね。そこに今言ったように当時の青函トンネルのような状況の景気の中で上げ下げして、会社が体力があれば問題ないでしょうけども、そのところの違いというのもあるんだと思いますので、我々がある程度導き出した数字が高くなるか低くなるかは別にして、町でそれだけお金をかけてやることが今果たしていかがなものかなというのも、意見としては分かるんですけども、その難しさもちょっと理解をしていただきたいと思いますけども、ただやはり、確かに議長おっしゃるとおり、我々もきちとした根拠立てて当然議会の方に資料を出すべきだという思いはありますので、これで2回ぐらい20年越しに言われていますので、そのところについてはまた10年先にはなりますけども、きちんと今後の対応の中できちんと議論していただきたいと思います。

やはりもう一つは、やはりその時代背景が相当変わっているのかなということで、碎石の社長も今北海道の方の会長もやられて、やはりかなり相当苦労しているという話しさは私も常日頃聞いておりまして、業界自体がかなりやはり当時から比べると統廃合だったり色々やつぱり再編を迫られて、そういったところの面倒を見ているというお話しも聞いてございますので、そのところはしっかり我々も色々形で応援できることができれば、やはりこれまで町の基幹産業として支えてきていますし、相当な雇用なり色々のもの、僕も久々にあそこを見て重機を眺めていただけで歴史といいますか、だいぶ今はもう使われていないのがほぼほぼみたいんですけど、相当当時としては設備投資なり色々のなかで会社としてしっかりとやってきたんだなと。また、言葉の中にやはり今業界のその人員配置といいますか、やはり今そういった業種に対する人材不足というのも当然今運転手の不足という問題、重機を動かす方々の問題もありますので、そういった苦労も今日如実に感じてきたところでありますので、そういったところについては会社の方ともしっかりと情報共有しながら、やはり町の、特に吉岡地区の基幹産業を担ってきたという経緯がありますので、これからまた先ほど言いましたとおり今松前の洋上風力なり色々な形が動き出しますと、当然この渡島西部地域での基幹産業という形の中で役割を担っていく形になるんだという風に思ってございますので、我々としてもそのところをしっかりと支えるようなことは常日頃情報共有するなかで、必要なものについてはまた議会の方にお願いするなり色々な形で要請があれば応えていけるような体制だけはし

っかり整えていきたい。そのように思っているところであります。

○委員長（藤山大）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

最後にしますけど、専門家に頼んでお金をかけて調べるということを言っているわけではないので、同じような状況で砕石の対応でしている部分に問合せするなりすると、私はある程度の状況が分かることだという風に思うので、それをしないで、ただ出されたものをそのままみたいなことを、ということはなかなか理解してくださいと言っても難しいということを言っているので、町長10年と言っていますけどもそう言わないで、何年か毎にまた調整をしなきゃない段階がくると思うので、できるだけ早くそういう作業をしていただくことをお願いをしておきたいと思います。

○委員長（藤山大）

ほかに。

委員外議員何かありますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

以上で、調査事件1「原石売払いについて」の質疑及び説明員との意見交換を終わります。

説明員の方は退席をお願いします。

ご苦労さまでした。

それでは、調査事件1「原石売払いについて」の本委員会の意見の取りまとめを行います。

暫時休憩いたします。

---

(休憩 11時49分)

(再開 11時51分)

---

○委員長（藤山大）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、休憩中の「論点・争点の整理」を基に、問題点やその対応策などの討議や意見交換を行いました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております調査事件1に関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

ご異議なしと認め、調査事件1「原石売払いについて」に関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

暫時休憩いたします。

---

(休憩 11時51分)

(再開 11時53分)

---

○委員長（藤山大）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（2）の意見書の採択について、①国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

暫時休憩いたします。

---

(休憩 11時53分)

(再開 11時56分)

---

---

○委員長（藤山大）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。

意見書を提出することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（藤山大）

起立全員です。したがって、本意見書の提出は可決されました。

意見書の内容等の調整につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

ご異議なしと認め、意見書の内容等の調整につきましては、委員長に一任されました。

次に、同じく意見書の採択について、②所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書を議題といたします。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 11時56分）

（再開 12時00分）

---

○委員長（藤山大）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。

意見書を提出することに賛成の方は起立を願います。

（起立なし）

○委員長（藤山大）

起立なしということで、本件に関しては、委員会での取り扱いはしないものとします。

次に、（3）定例会9月会議後の休会中の所管事務調査についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 12時00分）

（再開 12時05分）

---

○委員長（藤山大）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、定例会9月会議後の休会中の所管事務調査は、「2 第6次福島町総合計画の変更について」。

「3 町内体育施設の現状について」。

「4 行政評価（事業評価）について」。

「5 所管関係施設・事業等の町内視察、執行方針の取り組み状況について」。

「その他所管に関する事項について」とし、令和7年度定例会9月会議に休会中の所管事務調査事件として申し出をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りした内容で、令和7年度定例会9月会議に休会中の所管事務調査事件として申し出をすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 12時06分）

(再開 12時07分)

---

○委員長（藤山大）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
次に、（4）の「報告事項について」を議題とします。  
暫時休憩いたします。

---

（休憩 12時07分）

（再開 12時13分）

---

○委員長（藤山大）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
次に、3のその他について、何かございませんか。  
（「なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

ないようですので、以上で、本日の案件の調査はすべて終了いたしました。  
これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

---

（閉会 12時13分）

福島町議会会議条例第157条の規定により署名する。

総務教育常任委員会委員長 藤山 大